

会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人甘木朝倉法人会（以下「この法人」という。）の定款第7条に規定する会費に関し必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費の額は、別表のとおりとする。

(会費の納入)

第3条 会費は、請求があった後2か月以内に一括して納入しなければならない。

2 会費は、原則として会員が指定する金融機関口座から自動引落により納入する。

3 前項の自動引落により納入することができない場合、次のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関からの振込

(2) 現金による事務局での納付

(3) 集金

(中途入会者の会費)

第4条 この法人の事業年度の中途に入会した会員の会費の額は、別表の会費の額の月額に入会の日属する月の翌月からこの法人の事業年度末までの月数を乗じて計算した金額とする。

2 前項の会費は、入会后請求があった後1か月以内に一括して前条第3項に定める方法により納入しなければならない。

(会費の免除)

第5条 会費は、理事会が相当の理由があると認めるとき、理事会の決議により免除することができる。

(催告)

第6条 会費の滞納が2年以上となる会員に対しては、文書により1か月の期限を設けて催告する。

(会費の用途)

第7条 毎事業年度の会費の額の20%以上の額は、この法人の公益目的事業に使用するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。ただし、別表の会費額については、平成24年4月1日からとする。

なお、移行の登記をした日から平成24年3月31日までの会費については社団法人甘木朝倉法人会が定めた会費額によるものとする。

附則

改正後の規程は、総会の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別 表

区 分		会費の額	
		年 額	月 額
正 会 員	資本金 500万円未満	3,000円	250円
	資本金 500万円以上1,000万円未満	6,000円	500円
	資本金 1,000万円以上2,000万円未満	10,000円	840円
	資本金 2,000万円以上3,000万円未満	15,000円	1,250円
	資本金 3,000万円以上1億円未満	20,000円	1,670円
	資本金 1億円以上	30,000円	2,500円
賛 助 会 員	資本金がある法人	3,000円	250円
	資本金がない法人、その他の法人		
	福岡県外に本店を有する法人の事業所 (支店、営業所を含む。)		
	福岡県内に本店を有する法人の事業所 (支店、営業所を含む。)		
	個人事業者及び個人		